

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市子ども・子育て支援新制度システム改修業務	
発 注 課	子) 保育推進課	
選 定 事 業 者	株式会社アイネス北海道支社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本システムは㈱アイネスが開発したパッケージシステムを基本としており、パッケージシステムそのものの著作権は㈱アイネスに帰属するものであるため、他の業者がパッケージシステムの仕様、機能、特性、制約条件及びデータベース構造等を理解することは事実上不可能である。</p> <p>また、パッケージ機能と適用開発機能との関連性、設定情報及び動作特性等を熟知した上で、適用開発により札幌市独自に開発した機能及び帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものである。これらは㈱アイネス北海道支社が一連の開発工程における業務分析、設計、製造等を行っており、本業務はこれらのシステムの仕様等の理解を前提に進めるものであり、極めて詳細な専門的知識を要する。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
決 定 日	令和3年8月24日	